

令和 5 年 1 月 20 日

お客さま各位

福岡ひびき信用金庫

元金庫職員による不祥事件について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊金庫において下記の不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事態を招いたことに役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客様をはじめ、日頃より当金庫を信頼し、お取引していただいているお客様に心よりお詫び申し上げます。

今回の不祥事件を真摯に受け止め、管理態勢の充実強化を図り、役職員一同、再発防止に努めてまいります。

記

1.事件の概要

(1) 内容

元渉外担当職員（男性・29歳・一般職）がお客様からお預かりした定期積金の掛込金、普通預金への入金預り金およびお客様から預かった通帳・カードを使用してお客様の口座から不正に出金した現金を着服しておりました。

なお、元職員は着服した現金を遊興費のほか自己のローンの返済、流用した他の顧客預金の補填に充てていました。

(2) 発覚日

令和4年11月4日

(3) 発覚の経緯

元職員による担当顧客の普通預金の入金処理を不審に思った営業店長が、当該顧客口座の取引履歴等の調査を進めたところ、預かり日に入金処理することなく、後日、元職員が店外ATMで当該顧客の普通預金口座に入金していたことから判明しました。

さらに、調査を進めたところ当該顧客以外の定期積金集金カードの改ざん的事实等が判明しました。こうした点を元職員に問い正したところ着服流用を認めました。

(4) 被害状況

発生期間 令和4年6月22日から10月27日

発生店舗 木屋瀬支店

事故金額 3,333,420円

被害者数 普通預金6先 定期積金23先

実損金額 0円

2.被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客様全先を訪問し、事実関係をご説明したうえ、深くお詫びを申し上げます。また、お客様の被害金につきましては元職員および家族が既に全額補填いたしております。

- 3.関係機関への報告等 事件発覚後、直ちに福岡財務支局および日本銀行北九州支店へ報告いたしました。また、警察にも当該事案を通報しました。
- 4.関係者の処分 元職員は令和4年12月30日付で懲戒解雇処分といたしました。また、経営責任、管理者・監督責任を明確にするため、役員及び関係職員の人事処分を実施いたしました。
- 5.今後の対応 当金庫は、法令遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、法令遵守態勢の確立に取り組んでおりますが、今回の事件を厳粛に受け止め、引き続き内部管理態勢の充実強化に努め、再発防止に役職員一同全力で取り組んでまいります。

以 上

◎本件に関するお問合せ

福岡ひびき信用金庫 ソリューション営業部 TEL093-661-2414
福岡ひびき信用金庫 木屋瀬支店 TEL093-617-0311